



申告書作成 チェックポイント

間違いやすい

宿泊税計算の基礎となる「宿泊料金」は、1人1泊の**素泊まり料金**です。

10,000円以上15,000円未満のときの税額 1人1泊 100円

15,000円以上のときの税額 1人1泊 200円



「宿泊料金」に含まれるものは以下の料金です。

- ・ 宿泊料
- ・ 宿泊者の**意思に関わりなく請求される** 寝具使用料、入浴料、寝衣代、冷暖房料、清掃料、サービス料、奉仕料 等
- ・ 宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして、宿泊者以外の者から当該宿泊に関してホテル等に支払うべき金額



「宿泊料金」に含まれないものもあります！

飲食、遊興、宴会、結婚式、休憩(※)、駐車場使用

消費税等の租税、たばこ代・電話代等の立替金、チップ 等



「宿泊料金」は**税抜き**で判断！

消費税・入湯税・宿泊税等の税金は「宿泊料金」には含まれません。



宿泊税は1人1泊あたりの「宿泊料金」で計算します。

1室あたりではありません！

(例) ツインルームを2名利用で「宿泊料金」が総額20,000円の場合は、
宿泊税は100円×2名分で200円になります。



何らかの割引・値引等がある場合は注意！


第三者割引 (第三者が「宿泊料金」の全部や一部を負担する場合、
予約サイトのポイント利用含む)

・・・**割引前**の「宿泊料金」で課税対象になるかを判断

自社割引 (会員割引、株主優待等により、旅館・ホテルが自ら「宿泊料金」を
値引きした場合)

・・・**割引後**の「宿泊料金」で課税対象になるかを判断



 **補助金や助成金も「宿泊料金」に含まれます！**

補助金や助成金等が、宿泊の対価として旅館・ホテルに支払われる場合は、その額と、宿泊者が支払う金額の**合算額**が宿泊料金となります。

(例) 国や自治体が行う旅行支援 等

 **税額が発生しない場合でも申告をお願いします！**

申告が無い場合は、その理由を確認させていただく場合があります。

 **申告が不要な期間があります！**

都では、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴い、下記期間の宿泊に対する宿泊税の課税を停止していました。

(下記期間中に課税対象となる宿泊があっても、申告納入は不要です。)



令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで



※  **チェック!** **休憩やデイクースの場合**

実際の宿泊を伴わない利用行為であっても、利用者との契約上宿泊として取り扱っている場合は、宿泊税の対象となります。

【ご不明な点は「宿泊税の手引」をご覧くださいか、下記までお問い合わせください】

東京都千代田都税事務所 事業税課宿泊税担当 03-3252-7144 (直通)